

条例に規定すべき項目、内容の構造

前 文

I 総 則

- 1 目 的
- 2 自治の基本理念
- 3 自治運営の基本原則
- 4 定義

II 役 割

1 市民の権利と責務

- (1) 市民の権利
- (2) 市民の責務

2 市議会の役割

- (1) 市議会の役割
- (2) 市議会議員の責務

3 市の執行機関等の役割

- (1) 市長の責務
- (2) 市の執行機関等の役割
- (3) 職員の責務

III 市政運営

- 1 市政運営の基本原則
- 2 総合的かつ計画的な市政運営、効率的で効果的な行財政運営
- 3 組織体制、人事体制、審議会等、総合的な行政サービス
- 4 行政手続、意見等の取り扱い、苦情処理機関の設置、説明責任、公益通報制度

IV 情報共有・参画・協働

- 1 情報共有
- 2 参画
- 3 協働
- 4 コミュニティ(地域のまちづくり)

V 住民投票

- 1 住民投票

VI 国、他の地方公共団体等との連携・条例見直し等

- 1 国、他の地方公共団体等との連携
- 2 自治推進委員会、最高規範性、条例の見直し

附 則

【前 文】

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条

(住民主権)

第 2 条

(定 義)

第 3 条

(最高規範性)

第 4 条

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

(自治の基本理念)

第 5 条

(自治運営の基本原則)

第 6 条

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

第1節 住民の権利と責務

(住民の権利及び責務)

第 7 条

第2節 議会の設置と役割

(議会の設置)

第 8 条

(市議会の権限等)

第 9 条

(市議会の責務)

第 10 条

(市議会の会議)

第 11 条

(市議会への住民参加)

第 12 条

(市議会議員の責務)

第 13 条

第3節 市長及び執行機関の設置と役割

第1款 市長及び執行機関

(市長及び執行機関の設置)

第 14 条

(市長の権限)

第 15 条

(市長の責務)

第 16 条

(執行機関の連携及び協力)

第 17 条

(参 与等)

第 18 条

(補助機関である職員の責務)

第 19 条

第2款 行政運営の基本原則

(行政経営の基本原則)

第 20 条

(総合計画)

第 21 条

(健全で透明な財政運営)

第 22 条

(自治体法務)

第 23 条

(行政評価)

第 24 条

(行政改革)

第 25 条

(総合的な行政サービス)

第 26 条

(要望、苦情等への対応)

第 27 条

(公的オンブズマンの設置)

第 28 条

(行政手続き)

第 29 条

(出資団体等)

第 30 条

(監 査)

第 31 条

(外部監査)

第 32 条

(公益通報)

第 33 条

(災害に関する対応)

第 34 条

第 4 章	自治運営の基本原則に基づく制度等	第 4 節	住民自治による地域自治の運営
第 1 節	情報共有と説明・応答責任による自治運営 (情報を取得する権利) 第 35 条 (情報公開・共有の原則) 第 36 条 (行政の意思決定過程の情報の共有) 第 37 条 (情報公開制度の確立) 第 38 条 (市の情報の収集及び管理) 第 39 条 (個人情報保護) 第 40 条 (説明及び応答責任) 第 41 条	第 1 款	地域における住民の自治活動の推進 (地域における住民と諸団体との自治活動の原則) 第 53 条 (学校と地域との連携) 第 54 条
第 2 節	参画による自治運営 (参画推進の原則) 第 42 条 (住民参画制度の確立) 第 43 条 (市政への男女参画の推進) 第 44 条 (青少年、子どもの市政への参画の推進) 第 45 条 (住民の学習に関する支援) 第 46 条 (意見及び提案制度) 第 47 条 (パブリックコメント) 第 48 条 (審議会・市民会議) 第 49 条 (住民投票) 第 50 条	第 2 款	都市内分権 (合併特例区) 第 55 条
第 3 節	協働による自治運営 (協働の推進の基本原則) 第 51 条 (協働推進評価委員会の設置) 第 52 条	第 5 節	自治推進委員会の設置 (自治推進委員会の設置) 第 56 条
		第 5 章	国、県及び他の自治体等との政府関係 (国及び県等との政府間関係) 第 57 条 (他の地方公共団体等との連携) 第 58 条 (国際関係) 第 59 条
		第 6 章	条例の制定及び見直し (条例の制定及び見直し) 第 60 条
			附 則